パブリック-コメント手続制度の流れ（イメージ図）

実施機関（鹿嶋市）

▼

施策等（条例･計画等）の検討	施策等とは ･計画の策定，改定 ･条例，規則，要綱等の制定，改廃 ･憲章，宣言等の策定，改廃 など

▼

施策等の素案の作成

▼

部長会議

▼

パブリックコメント実施の予告 （10日間程度）	市報や市ホームページで予告。 ･施策等の案の名称 ･施策等の案の入手方法 ･意見の募集期間 など

予告 → 市民等

▼

施策等の案等の公表 （20日間以上）	市ホームページの掲載や指定場所での閲覧･配布により公表。 ･施策等の案 ･施策等の趣旨，目的，経緯，考え方 ･関係資料　など

公表 → 市民等

▼

施策等の案に対する市民等からの意見等の提出	意見等を書面，郵便，電子メール，ファックス等により提出してください。 ※提出する際は，氏名･住所等を必ず明記してください。

意見等 ← 市民等

一カ月程度

▼

寄せられた意見等の検討

▼

施策案の修正

▼

施策等の意思決定（審議会 等）	寄せられた意見等を考慮して意思決定。

▼

市の意思決定（一部庁議→起案→決裁）

▼

公表	①決定した施策等 ②寄せられた意見等の概要 ③意見等に対する市の考え方 ④修正した内容	募集中の案件及び募集を終了した案件を一覧表にし，市ホームページに掲載。

公表 → 市民等

▼

決定した施策等を議会等へ提出･報告

▼

施策等の施行･実施

市民等

※ 市内に在住・在勤・在学・事務所・事業所がある
※ 市に納税義務がある
※ 事案に対して利害関係を持つ

個人及び法人
その他団体